決裁区分

事項	会　　長	副会長	常務理事	局　　長	次　　長	所　　長
収入調停及び収入命令				○		
支出負担行為及び支出命令	1件2,000万円以上	1件2,000～500万円	1件500万円未満 報酬、給料、賃金、手当、旅費、法定福利費			
器具什器及び固定資産の管理					○	
食糧費出向伺及び支出命令		3万円以上	3万円未満			
予算の流用		○				
在勤地外旅行	理事、監事、評議員	常務理事	局長	次長、所長	次長補佐	所属職員
休暇願及び欠勤届		常務理事	局長	次長、所長	次長補佐	所属職員
時間外勤務			局長	次長、所長、次長補佐、所属職員		